

新型コロナウイルス感染症PCR検査に係る核酸抽出業務手当の支給について

R2.6.30 制度企画グループ

霞地区においては、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という）への対策として、広島県の要請や大学病院での術前検査、学内で感染が疑われる教職員・学生に対し迅速かつ正確なPCR検査を実施し判定する体制が整備された。

この度、理事・副学長（霞地区・教員人事・広報担当）から、別紙のとおり、当該検査業務においてPCR検査機器を用いた検査の事前処理である「検体からの核酸抽出作業」について、COVID-19患者に直接接触するのと同等の活性があるため、従事する職員が感染リスクや緊張度を抱えながら業務に従事することから、当該職員の業務に対する強い負担に鑑み、特例として特殊勤務手当を支給してほしい旨の要望があった。

国においては、COVID-19により生じた事態に対処するため、人事院規則9-129の一部を改正し防疫等作業手当の特例として特殊勤務手当を支給（航空機や船舶内での当該感染症患者等への医療業務に対する手当支給）しており、本学病院においても、COVID-19患者若しくはその疑いがある者の身体に直接接触又は長時間にわたり接して行う作業に従事した場合に、その業務が著しく危険で、かつ著しく特殊性があることから、特例として特殊勤務手当（新型コロナ医療従事者手当）を支給している。

現在、全国的にPCR検査体制の強化が求められており、広島県の要請に応えるとともに、第2波、第3波の到来へ対策するため、当該業務に従事する職員への著しい感染リスクに鑑み、国家公務員の規定及び新型コロナ医療従事者手当に準じて、下記のとおり支給することとしたい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 対象職員 | PCR検査に係る検体からの核酸抽出作業に従事する教員、研究員及び医科診療医 |
| 2. 対象作業内容 | COVID-19と診断された者又は感染の疑いのある者から採取した検体から核酸を抽出する業務 |
| 3. 支給額 | 1日 4,000円 |
| 4. 適用日 | 令和2年4月28日（PCR検査受入れ開始時期） |

（参考）

- 1週あたりの検査従事者数 2名/日 × 3日/週 = 6名/週
（※所要額：24,000円/週。1,152,000円/年）
（※広島県からの検査委託件数は、1日8～10検体、週3日予定。）
（※広島県行政検査受託経費（5月31日実施分まで）及び官学連携によるCOVID-19の検査体制構築業務経費（6月1日実施分から）により費用負担。）

【上記特例の適用規則】

- ・ 広島大学職員給与規則（平成16年4月1日規則第88号）第42条（雑則）
- ・ 広島大学年俸制職員給与規則（令和元年12月24日規則第233号）第40条（雑則）
- ・ 広島大学年俸制導入促進費対象職員給与規則（平成26年3月26日規則第27号）第25条（雑則）
- ・ 広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成20年3月28日規則第67号）第208条（雑則）

（雑則）

特別の事業によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる